

港湾計画による浅子地区の埋め立て計画等の白紙撤回を求める要望書を佐世保市長宛に(03/1/28)提出しました。

以下にその全文を掲載します。なお3月5日に回答が届きましたので掲載します。

*** 市環境基本計画・県環境基本計画の精神を理解していたならば、この計画は出来なかったはずで、市(開発部局)の環境保全への取り組みが問われます。**

また、市環境部と県県民生活環境部へも適切な指導を行うよう要望書を提出しました。

佐世保港港湾計画(浅子地区)の白紙撤回及び佐世保港 (轟地区)埋立てで損なう環境の代償措置に関する要望

佐 世保市浅子町の海岸線、通称二本松から佐々川の河口にかけては砂浜と砂岩の海岸が続きます。このような地形は佐世保市では他に例がなく、特に二本松(立石 崎)には教科書的で見事な船越地形があります。また、この一帯は春から秋の間は、多くの人が海遊びに訪れる市民の憩いの場所となっています。

こ の一角に港湾計画により、砂揚場が予定されています。当該地は佐々川の河口に位置し、一帯は佐世保市レッドデータブックにおいて絶滅危惧 類に選定されているミドリシャミセンガイ・ウスハマグリなどの絶滅に瀕した底生生物が多く生息する海域に隣接していますし、予定地にも多くの絶滅危惧種が棲息しています(別紙に種を記載)。このことから、佐世保市レッドデータブックでは保全すべき海域としています。

また、西海国立公園に含まれており、佐世保市環境基本計画では保全に努める地域となっています。ここに砂揚場が出来ることにより、潮流の変化が起こり立石崎の船越地形や一帯の生態系にも大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

このような施設は、すでに人工海岸となっている地域(海域)に造るべきで、自然地域(海域)を外すことが今や常識です。

地 方港湾審議会の答申では原案を適当と認めていますが、各委員には浅子地区埋め立てによる生物(生態系)への影響が理解できるに十分な情報が知らされてい ません。このような自然地域の改変は詳しい生物の調査や生態系の調査を行い、それを検討資料とすることが必要不可欠です。しかも、生物や生態系に関する専門 家が全く参加していないことは重大な問題で、審議会のあり方も問われます。また、浅子地区は概ね自然海岸であるにも関わらず、半自然海岸とした大きな判断 ミスがあります。

記

(1)佐世保港港湾計画

佐世保港湾計画(平成14年3月)によると、浅子地区への公共ふ頭計画の必要性として、以下のよう理由が挙げられています。

「現在、砂・砂利は相浦地区、干尽地区、浦頭地区で取り扱われているが、このうち、相浦地区は取扱事業所が立地していることと、北松地域へアクセスがよいことから、特に取扱量が多くなっており、取扱ふ頭の利用効果が低下している。

一方で、相浦地区は背後に水産関係の事業所や民家が立地しており、飛砂等による環境問題が顕著になっている。また、背後にふ頭用地を拡張する余地はなく、手狭な状況となっている。

このため取扱量に見合ったふ頭用地の確保と後背地への環境問題の解決を図るために相浦地区と同様に北松地域に近接した位置にある浅子地区において砂・砂利を取り扱う公共ふ頭を整備するものである。」

(2)ふ頭の必要性への疑問と不十分な環境アセスメント

ふ頭建設の理由のひとつは砂の飛散です。これは飛砂防止の対策を検討するなどの技術面で解決できる問題であり、自然地域に新たに埋立てをして造成する必要はありません。飛砂防止技術を確立しなければ浅子地区においても同様の問題が発生します。

長崎県土木部によると県内の海砂採取の認可総量は1999年度の600万立方メートルをピークに2002年度までに50万立方メートルずつ削減しており、さらに、金子知事は水産資源の保護と環境保全の観点から、これまで以上に海砂採取の規制を強めたいと言っています。また、砂利については、建設リサイクル法によるリサイクル材による取扱量が今後増加し、これまでと状況が変化する要素が大きいと考えられます。最も危惧されるのは、砂の飛散による環境問題の解決方法が新たな環境破壊を引き起こすことです(以下特に重要な部分については下線を引いています)。

港湾計画資料には簡単な環境アセスメントの結果が掲載されていますが、自然海岸の改変と既に人工化されている海域の影響と評価を同一に考えることは出来ません。事業単位ごとに影響と評価を行うべきで、それが一般的です。

また、移動性が小さく埋立てにより最も大きな影響を受ける底生生物が殆んど調べられていません。適正な調査を行わずに影響と評価を行い、「事業による影響が軽微」と判断するのは無謀としか言いようがありません。さらに、潮流の変化に伴う底生生物と立石崎への影響も十分には検討されていません。

(3)佐世保市環境基本計画の理念を十分に理解した計画であるか

砂揚場が計画されている地域は、佐世保市環境基本計画(平成9年3月)によると、「九十九島周辺地区における環境特性(自然環境)」において、水辺の保全エリア(p132)から僅かに離れているものの、海岸部は保全地域となっているため、無視できるものではありません。また、地区の環境特性図(p135)において、「水と緑に囲まれた雄大な自然景観の保全」が挙げられ、特に複雑なリアス式海岸の保全と樹林地を含めた緑地の保全が求められています。

この地区における「重点課題及び配慮指針」の中で「豊かな野生生物が生息する良好な環境の保全」において、「多くの生物の良好な生息環境に恵まれており、…(中略)…良好な環境の保全に努めます。」とあります。

市の環境基本計画は「住みたい街佐世保」の実現に向けて、市の環境行政の基本的な事項を定めるものです。60ページには「野生生物の保全・育成」において、行政が行う今後の施策・活動方針として掲げられている「施策・活動方針の具体的な例」を行政は十分に考慮し、実践しなければなりません。

佐世保港湾計画資料(その2)には佐世保市環境基本計画の基本的な理念が掲げられてはいますが、本計画がそれに沿ったものとはとうてい考えられません。

当会ではこの中で「野生生物の生息状況を把握する」役目を果たしていますし、本計画の第6章に掲げられている「佐世保市環境基本計画の推進にあたって」も様々な部分で市民の立場で本計画の推進をしています。

(4) 長崎県環境基本計画の理念を十分に理解した計画であるか

佐世保市環境基本計画はやや具体性に欠けていますが、長崎県環境基本計画(平成12年1月)はかなり具体的に環境保全について書かれています。当然港湾計画を策定される際に熟読されていると思いますが、再度読み返して頂きたいと思います。

参考までに、今回の港湾計画において尊重しなければならない点を以下に紹介します。

長崎県では平成12年1月に環境保全を目的に「長崎県環境基本計画」を策定しました。この基本計画にはこれまで種々の開発が自然環境に大きな負荷をかけてきたことを反省し、人が自然と共存し、住み良い長崎県を創るためにはどのような配慮をすればよいか、その方法の一端(最低限行わなければいけないこと)が示されています。

本計画の冒頭で金子知事は「…前略…この環境基本計画の初年度となる2000年を環境元年と位置づけ、決意を新たに県政のあらゆる分野で率先して環境保全に取り組み、環境への付加が少ない循環型社会の実現に向けて努めてまいりたいと存じます。」とその決意を述べています。

本計画の第3章 環境配慮指針

第1節の主体別配慮指針では{環境基本条例の趣旨に則り、本計画の基本目的を達成するためには、県民、事業者、行政の各主体が、平成8年度の「長崎県地球環境保全行動計画」で定めたそれぞれに役割に応じて、積極的に行動する必要があります。}とあります。

1. の県民の役割としては「共生」「循環」「参加」「地球環境保全」が求められていますが、当会の活動はこの中の「共生」「参加」の二つを確実に実行しています。
2. 行政の役割としても「共生」「循環」「参加」「地球環境保全」が定められており、「市町村の役割としては、地域の特性に応じた環境保全の施策を計画・立案・実行し、各主体と連携し、地域の環境保全を推進することが期待されます。」とあります。

行政の役割の中で、「共生」では

- ・ 自然環境に配慮した施策を進めます。
- ・ 自然や野生生物の保護に努めます。

「参加」では

- ・ 環境保全活動を率先して実施します。

とあります。

第2節事業別配慮指針「原則的配慮事項」においては以下のことが掲げられています。

「構想段階」

- ・ 地域の環境条件を考慮し、環境への影響が少ない立地の選定や構想策定を行うこと。
- ・ 特に自然環境への影響は、一旦失われると復元することは極めて困難であり、仮に復元が可能なものであっても、長い歳月と莫大な費用を必要とすることが多いため、保全すべき地域への立地は避けること。
- ・ 事業計画等に当たり、地域住民や専門家の意見の反映に努めること。

「計画段階」

- ・ 計画地域の環境条件を踏まえた計画を策定すること。などがあります。

「共通配慮事項」の「人と自然が共生する快適な環境づくり」の区分においては、自然海岸やその他自然性の高い地域、貴重な動植物の生息・生育環境、史跡・文化財・歴史的環境等の貴重な文化資源に影響を及ぼさないように立地に配慮すること。

「事業別配慮事項」では の「埋立て・干拓事業」に当てはまり、「人と自然が共生する快適な環境づくり」の区分では、水生生物や野鳥等貴重な動植物の生息・生育環境、自然海岸、自然とのふれあいの場、漁業資源等に影響を及ぼすような立地は避けるように努め、やむを得ない場合は、影響を出来るだけ最小化するよう努めること。とされています。

さらに、地域別配慮指針(県北地域)には以下のことが示されています。

西海国立公園、玄海国定公園及び北松県立公園に指定されている北松浦半島のリアス式海岸や九十九島等の豊かな自然環境の保全を図るとともに、海洋性レクリエーションや地域住民の憩いの場、伝統行事、漁業活動に利用されている海岸部の自然資源を保全し、漁港等と一体となった豊かでうるおいのある海辺のふれあい空間づくりを進める。

ゲンジボタルが群舞する相浦川の柚木、ハマグリやハマボウが生息する佐々川河口域や絶滅の恐れが高いヤマセミやカワガラスが生息する佐々川中、上流域、小森川、川棚川等の河川の自然環境の保

全に努め、ため池や小河川とその周辺環境を身近な動植物の生息・生育環境や自然とのふれあいの場として多様な利用を図る。

本基本計画の推進にあたって、本事業を実効性のあるものにするためには、県民及び事業者が現状を十分認識し、環境基本計画の推進に理解を深め、協力していくことが不可欠とされています。

また、市町村と県、近隣市町村間の連携強化に努め、一体となって計画を推進することが、決められています。

なお、環境基本計画の推進にあたっては、実行性を確保し、効果的なものとするために、計画・実施・点検・評価・見直しというサイクルを繰り返し、必要に応じて計画に組み込まれた個別の施策や事業の見直しを行う。とされています。

(5)第 22 回 豊かな海づくり大会の意義

今般開催された「第 22 回豊かな海づくり大会」の開催意義は、『海の恵み(水産資源)と海の環境は、適切な管理と保全によって持続可能なものとし、次世代に確実に引き続いていか なければならぬ』とあります。そして、基本方針は『未来への継承』であり、展開方針としては、『資源や漁場にやさしい海づくりなど、水産資源の保存管理 と海の環境保全の重要性を広く国民にアピールする大会とします。』とあります。

自然海岸の渚や河口域の浅い海は水産資源上、環境保全上非常に重要な場所であることは周知の事実です。このような場所を埋立てて砂揚場を造成するのでは、「第 22 回豊かな海づくり大会」は何であったかが問われます。

(6)佐世保市環境方針

佐世保市は平成 14 年 9 月 19 日に環境行動自治体を目指し、「環境方針」を定めました。この基本理念は、「佐世保市役所は、地球環境問題が人類の重要課題のひとつであると認 識するとともに豊かな自然環境を次世代に遺すため、地方公共団体として様々な取り組みを展開しながら環境負荷の低減を図り、『自然とともに生きる町“させ ぼ”』の実現を目指します。」というものです。

そして「基本方針」のなかで、

3、として掲げられている「環境関連法規等の遵守」では環境関連の法令及びその他の要求事項を遵守するとともに、自主管理基準の設定や作業手順の確立を行います。

7、として環境保全活動のシンボルとしての九十九島では 208 の島々で構成される九十九島が永遠にその美しい姿を遺すことができるよう自然環境の保全に努めます。とあります。

3 でのその他の要求事項とは、当然環境基本計画などの法律以外の環境保全に関する事項が含まれていますし、7の九十九島の自然は九十九島を取り巻く自然が豊 かであることが九十九島の自然を保全していることを理解すべきです。決して九十九島だけが独立して存在しているではありません。

(7)新たな環境影響評価の実施の必要性

本計画における生物や生態系の調査は一辺倒で非常に未熟なものであり、この程度の調査では影響の予測や評価は不可能で、環境に十分な配慮を行うための作業が進められているとは到底思われません。

また、地形への影響の予測と評価では自然海岸を半自然海岸との誤った判断がなされています。再度、市環境基本計画、県環境基本計画の内容を十分に理解することが求められます。

この程市制 100 周年を記念し佐世保市レッドデータブックが完成しました。本書は本港湾計画時には無かった書籍ですが、底生生物の希少性やその位置を掲載した「水産庁データブック」や「WWF Japan Sciences Report」などの書籍は既にありましたので、これらを基に棲息の可能性がある生物の調査を行い予測と評価を行う義務がありました。

改めて佐世保市レッドデータブックを含む、これらの書籍の内容を十分に検討し、新たな生物調査を行い環境に与える影響とその評価をする必要があります。もちろん結果は公開すべきものです。

当会による生物調査(別紙に種を記載)では数々の絶滅危惧種が見出されていますので、佐世保市環境基本計画・県環境基本計画の精神を尊重し、当事業の計画を白紙に戻すことが最も適正な判断だと思われます。

本計画資料について本要望書ではあえて、個々の調査・予測・評価についての意見は述べませんでした。これは、それ以前の構想段階での検討が不十分で問題が大きすぎるからです。再度環境調査が行われた段階で改めて意見を述べることにします。

最後に、県境基本計画では「環境への影響が避け難い場合には、損なった環境の復元・再生、同等の価値又は機能を持った環境の創出等の代償措置を検討すること」とあります。このことについてはどのような計画をお持ちなのかご回答下さい。

(8)佐世保港(轟地区)埋立事業

県環境基本計画では「環境への影響が避け難い場合には、損なった環境の復元・再生、同等の価値又は機能を持った環境の創出等の代償措置を検討すること」とあります。

轟地区の埋立てについては、失った干潟の環境を新たに創出し、そこに生息する生物の回復と保全を図るべきです。絶滅危惧種は普通種が減少した結果生じるものです。この事業に関しても十分な対応を行うべきですし、どのような対策をとられるのかをご回答下さい。

なお、本事業に関し環境行動自治体佐世保市としての環境保全(特に市環境基本計画・県環境基本計画・第 22 回 豊かな海づくり大会・佐世保市環境方針との整合性)に対する見解や事業の変更を含めた今後の計画を2月 24 日までに、文書にて当会事務局あてに回答頂きますようお願い致します。なお、要望書や回答は各報道機関に紹介するとともに、当会のホームページに掲載し公開することを予めお断りいたします。



完成図



計画予定地（埋め立てられる自然海岸）



(別紙)

< 計画地および隣接地の生物調査結果 >

当会では浅子地区周辺の海域及び沿岸には豊かな自然が残されていることから、自然環境基礎調査として、生物の調査を続けています。今後棲息種の確認が増えることが予測されます。

以下に掲げる種は佐世保市レッドデータブックに掲載され、港湾計画地や隣接海域で棲息が確認されているとともにその可能性(新鮮な死貝等の確認)がある種です。

下線を引いた種は計画地(埋立て計画部分のみ)において、当会の調査で確認された種。

これまでに、埋立て計画部分にて**絶滅危惧 B 類(EN)**植物1種。**絶滅危惧 類(VU)**底生生物4種。**準絶滅危惧(NT)**底生生物7種、植物1種。が確認されています(2002 年 11 月現在)。

< 絶滅危惧 A 類(CR) >

- 底生生物 -

コゲツノブエ・カヤノミカニモリ・バイ(新鮮な死貝)・ミルクイ・ウスハマグリ・ミドリシャミセンガイ・フジテガニ・カブトガニ

< 絶滅危惧 B 類(EN) >

- 底生生物 -

スジウネリチョウジガイ・ナギツボ・アラウズマキ・フドロ・カスミコダマ・フタスジタマガイ・オリイレシラタマ・オニサザエ・ハネナシヨウラク・アサヒキヌタレガイ・マツモトウロコガイ・ハマグリ・カサシャミセン

- 植物 -

カワラナデシコ(崖地に生育)

< 絶滅危惧 類(VU) >

- 底生生物 -

ミヤコドリ・カゴメミヤコドリ近似種・シラギク・ネコガイ・オダマキ・ムシロガイ・テングニシ・ムラサキタケ・ハボウキ・タイラギ・ニッポンマメアゲマキ・イナヅママメアゲマキ近似種・キヌザル・マテガイ・シラオガイ・ケマンガイ・オキナガイ

- 植物 -

ウミヒルモ

< 準絶滅危惧(NT) >

- 底生生物 -

スジホシムシモドキ・ツバサゴカイ・タマシキゴカイ・コオロギ・カニモリガイ・ワシノハ (新鮮な死貝)・スジホシムシヤドリガイ・チョウセンハマグリ・カガミガイ・オニアサリ・スナガニ・コメツキガニ

- 植物 -

アレノギク (海岸に生育)

全国的に希少な種で水産庁及び WWF Japan に掲載されている絶滅危惧種。

アカニシ (水) (W)